

生活介護センター 彩風の杜なは

1.【基本方針】

指定福祉サービス生活介護事業は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）を基本とし、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営む事ができるよう、常時介護を要する利用者に対して入浴、排泄又は食事の介護、利用者の意思及び人格の尊重、利用者の立場に立った適切な生活介護を提供し確保することを目的とする。また、地域との結びつきを重視し、地域の困りごと・課題解決への取組や利用者の所在する市町村、他の関係機関と協力・協働し地域貢献に努める。

2.【基本姿勢】

1. 利用者の尊厳を大切にし、権利擁護に努める
2. 介助者としての立場を自覚し、利用者の主体性、個性を重んじる
3. 利用者が快適で豊かに生活が送れる様にサービスの提供を行う
4. 利用者一人ひとりの障害の軽減と自己実現に向けた専門的サービスを行う
5. 専門的役割と使命を自覚し、絶えず自己研鑽に努める

3.【事業内容】

生活介護事業の規定に基づいて、サービス管理責任者の個別支援計画の基で、食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の支援を提供する。併せて軽作業等の生産活動や創作活動の機会も提供する。これらを通じて身体能力、日常生活能力の維持向上を目指す。機能訓練については、専門職による個別支援計画に基づいてリハビリ、日常生活訓練、嚥下訓練、歩行訓練等を行い利用者の心身等の状況に応じて身体機能の維持向上を図る。日中活動では、ユニット活動を取り入れ、リハレク、手工芸、昼間レク、カラオケ等のクラブ活動を活性化。創作・生産活動として、書道、絵画、手工芸等を通し利用者の社会参加を促進する。

社会適応訓練として、園外活動や地域行事等に参加し、その他利用者個々のニーズを確認しながら情報提供・計画実施を行い、利用者の ADL,QOL 向上に努める。

4.【事業理念】

利用者に満足いただける生活介護支援事業の障害福祉サービスを提供するため、サービス従事者は「笑顔」「尊敬の心」「感謝の心」を忘れずに、利用者とのふれあいを大切にし、心からのサービスを提供する。

サービス従事者の技術面は勿論の事、人格、人柄がもっとも重要だと考え、定期的に利用者の処遇会議や研修等を行いサービス従事者の質向上に努める。

また、市町村、福祉事務所、医療機関、他施設等との連携を密にし、事業所における生活介護を必要な利用者へ提供、あるいは家族の介護負担軽減ができるよう事業展開をする。

5. 行 事 計 画

月	行 事 内 容	月	行 事 内 容
4月	浜下り（西原キラキラビーチ） 新規利用者歓迎会	10月	身体障害者スポーツ大会 DMM かりゆし水族館
5月	子どもの国 キッチンカー	11月	糸満市場食べ歩き キッチンカー
6月	瀬長島ドライブ ビオスの丘	12月	合同クリスマス忘年会
7月	七夕祭り 奥武島ドライブ	1月	初詣 八重岳桜まつり見学
8月	彩風フェスタ	2月	成人・生年祝い プロ野球キャンプ観戦
9月	おきなわワールド キッチンカー	3月	那覇空港（モノレール） キッチンカー

6. 日 中 活 動 計 画

	午前	午後
月	ラジオ体操・嚙下体操 脳トレ	療育音楽
火	ラジオ体操・リズム体操 個別リハ	個別機能訓練（OT） ユニット活動
水	ラジオ体操・嚙下体操 歌・リズム	全体スポーツレク
木	ラジオ体操・リハレク 脳トレ	全体リハビリ 個別機能訓練（OT）
金	ラジオ体操・リズム体操 個別リハ	ユニット活動 カラオケ
土	自由活動・個別リハ テレビ鑑賞	自由活動 DVD 鑑賞 ドライブ（散歩）カラオケ
日	自由活動・個別リハ テレビ鑑賞	自由活動 DVD 鑑賞 ドライブ（散歩）カラオケ
※ ユニット活動		手工芸・個別リハ・散歩・昼間レク マッサージ・ゆんたくタイム

7. 看護、保健衛生

- ① 日中の身体観察を重視し、家族との連携を図り健康管理に努める。
- ② 利用者の身体清潔、口腔衛生、新型コロナウイルス、風邪や諸感染の予防に努める。
- ③ 内服管理、病院受診調整を行い健康管理に努める。
- ④ 嘱託医、病院や相談事業所等協力機関との連携を密にし、緊急時の迅速な対応がスムーズに行えるよう努める
- ⑤ 日光消毒、害虫駆除、危険物排除、事故防止等安全管理に努める。

8. 機能訓練

サービス管理責任者が作成する個別支援計画に基づいて機能訓練を実施し、日常生活を営む上で必要な機能の維持向上を図る。また、集団活動や社会参加活動を通しリハビリテーションを提供する。

9. 環境美化整備

利用者の生活環境条件を整備する

- ① 施設内の環境美化
- ② 送迎車両清掃及び整備
- ③ 施設周辺の美化
- ④ 送迎車両・建物全体の感染症対策

10. 地域交流

地域行事への参加、地域貢献、地域への活動展示、施設行事への地域住民、関係機関の参加を積極的に推進することにより交流と理解を深め人的・物的資源の相互活用を促進する。

11. 法人全体の勉強会

①	全体職務会議 令和4年度事業説明会	②	虐待防止法について
③	心肺蘇生法・救急時の対応	④	権利擁護について

事業所内研修

5月	感染症について	7月	介護技術・オムツ当て方
9月	口腔ケアについて	11月	虐待防止法・身体拘束
1月	認知症について	3月	虐待防止法について

12. 諸 会 議

円滑な事業運営を図るため、諸会議を行う。

- ①定例職務会議 ②全体職務会議 ③責任者会議 ④給食会議 ⑤感染・事故対策会議
- ⑥担当者会議 ⑦各委員会会議

13. 安全管理計画表及び非常災害対策

利用者の命を守り、安全で健康的な日中生活が送れるよう生活環境の安全管理に努めると共に各種設備機器の充実を図り事故防止に対する職員意識の高揚と利用者に対して安全対策の意識付けを図る。また、福祉避難所指定施設として各関係機関や地域と連携し、有事の際にできるだけ迅速に対応できるように支援体制を整える。

	事業項目	説明事項
非常災害対策	1・総合防災訓練	自衛消防隊組織による通報、消化、避難誘導の総合訓練を消防署との連携により実施 年2回(9月・3月)
	2. 避難訓練	災害時において利用者が安全に避難誘導させる訓練(事業所内通報、人員確認等) 年4回以上
	3. 救急法講習会	消防署との連携により救急蘇生法の講習に参加させ職員の緊急時対応に順応させる。

14. 家族との連携

- ① 利用者が事業所で安定した通所生活を送れるよう家族との協力関係を維持する。
- ② 家族が参加できる行事の計画実施。
- ③ 家族との連携を密にし、利用者の自立支援を行う。

15. 実習生受け入れ

社会福祉教育に向けての介護技術を指導し、人材育成に努める。

16. 体験学習生徒の受け入れ

特別支援学校依頼による進路指導の一環である就業、施設体験の受け入れを行い生徒の社会参加学習に努める。